

大津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、耐震診断の結果により、木造住宅の耐震改修等工事を行う者に対し、予算の範囲内において大津市木造住宅耐震改修等事業補助金を交付し、もって木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 戸建て住宅、長屋、併用住宅及び共同住宅をいう。
- (2) 木造住宅 木造軸組工法による住宅（枠組壁工法、丸太組構法その他建築基準法に基づき国土交通大臣の特別な認定を得た工法による住宅を除く。）をいう。
- (3) 耐震診断 次のいずれかに掲げる工法を適用し、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）に基づき国土交通大臣に認められた方法である一般財団法人日本建築防災協会による木造住宅の耐震診断と補強方法（以下「木造住宅の耐震診断と補強方法」という。）に定める「一般診断法」又は「精密診断法」に基づき、建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第2条に規定する建築士が実施する耐震診断をいう。
 - ア 木造住宅の耐震診断と補強方法に定める工法
 - イ 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第46条第4項第1号の表第8号の項に定める国土交通大臣の認定を受けた工法
 - ウ 一般財団法人日本建築防災協会の住宅等防災技術評価制度にて評価を受けた工法
 - エ 一般財団法人日本建築センターの建設技術審査証明事業にて審査証明を受けた工法
 - オ 愛知建築地震災害軽減システム研究協議会の木造住宅耐震改修工法評価制度にて評価を受けた工法
- (4) 耐震診断員 滋賀県が主催する滋賀県木造住宅耐震関連事業実施事業者登録講習会（以下「講習会」という。）を修了し、滋賀県木造住宅耐震診断員登録名簿に登録された者をいう。
- (5) 上部構造評点等 「一般診断法」又は「精密診断法」による上部構造評点をいう。
- (6) 除却工事 耐震診断の結果により、地震に対する安全性の向上を目的として、耐震診断を実施した木造住宅を除却する工事をいう。
- (7) 建替工事 除却工事を行った敷地において除却した建築物と同一の用途に供するものを建築する工事をいう。
- (8) 耐震改修工事 耐震診断の結果により、地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事を含む改修工事をいう。
- (9) 耐震改修等工事 耐震改修工事及び建替工事をいう。
- (10) 登録設計者 耐震改修工事又は除却工事の設計者又は監理者であって、講習会を修了し滋賀県木造住宅耐震改修工事事業者登録名簿に登録された者をいう。
- (11) 登録施工者 耐震改修工事又は除却工事の施工者であって、講習会を修了し滋賀県木造住宅耐震改修工事事業者登録名簿に登録された者が所属する事業所をいう。
- (12) 割増工事等 耐震改修等工事と併せて実施する場合に補助金を割増する工事又は事業であって、次に掲げるものをいう。
 - ア 県産材利用耐震改修工事（県産材利用耐震改修モデル事業に基づく耐震改修工事を行う工事を

いう。以下同じ。)

イ 主要道路沿い耐震改修等工事（緊急輸送道路等（滋賀県地域防災計画に定める緊急輸送道路並びに本市の地域防災計画又は耐震改修促進計画に定める緊急輸送道路及び避難路をいう。以下同じ。）沿いに建築された木造住宅であって、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面の緊急輸送道路等の境界線までの水平距離に1.5メートルを加えた値を超える場合における改修等工事をいう。以下同じ。)

ウ 高齢者世帯耐震改修等工事（65歳以上の高齢者のみの世帯又は65歳以上の高齢者を含む世帯が居住する木造住宅を改修等する工事をいう。以下同じ。)

エ 子育て世帯耐震改修等工事（中学生までの子を含む世帯が居住する木造住宅を改修等する工事をいう。以下同じ。)

オ バリアフリー改修工事（耐震改修工事に併せて、地震災害時の避難を容易にすると認められる段差解消等を行う工事をいう。以下同じ。)

カ 内覧会開催事業（耐震改修工事を行う木造住宅（居住者が住宅に居住しながら工事を施工するものを除く。）において、工事中及び工事後に一般又は事業者向けの内覧会を開催する事業をいう。以下同じ。)

（補助対象建築物等）

第3条 この要綱による大津市木造住宅耐震改修等事業補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する木造住宅とする。ただし、国、地方公共団体その他公的機関が所有するものを除く。

- (1) 大津市内に存する木造住宅であること。
- (2) 昭和56年5月31日以前に着工し、及び完成していること。
- (3) 延べ面積の過半の部分が住宅の用に供されていること。
- (4) 階数が2階以下で、かつ、延べ面積が300平方メートル以下であること。
- (5) 耐震診断の結果、上部構造評点等が0.7未満とされた木造住宅であって、耐震改修工事により上部構造評点等が0.7以上に引き上げられるものであること。ただし、「精密診断法」（時刻歴応答計算に限る。）により算出された木造住宅に係る上部構造評点等の計算結果について、別に市長が定める耐震判定機関からその結果が適正であることを証する書面の交付を受けたものに限る。

2 補助対象建築物の除却工事及び耐震改修工事の設計者及び施工者は、それぞれ登録設計者及び登録施工者としなければならない。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象建築物を所有する者であって、補助対象建築物の耐震改修等工事を行うものであること。
- (2) 過去に補助金の交付を受けていない者であること。
- (3) 市税を完納している者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない者であること。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、建築物の上部構造評点等を0.7以上に引き上げるため並びに地盤及び基礎の安全性を向上させるために必要と認められる耐

震改修等工事及び割増工事等に要する経費であって、次の各号に掲げる耐震改修等工事の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。ただし、他の制度による補助を受けている場合にあっては、当該補助の対象となる経費を控除するものとする。

- (1) 耐震改修工事 耐震改修工事に要する経費及び割増工事等に要する経費
- (2) 建替工事 耐震改修工事に要する経費又は除却工事に要する経費のいずれか低いもの並びに主要道路沿い耐震改修等工事、高齢者世帯耐震改修等工事及び子育て世帯耐震改修等工事に要する経費（補助金の額）

第6条 補助金の額は、第1号により算出した額に、第2号から第7号までにより算出した額を加えた額（その補助金の額が補助対象経費の額を超える場合は、当該補助対象経費の額）とする。

- (1) 木造住宅耐震改修事業費補助基本額

補助対象経費	500千円を超え1,000千円以下の場合	1,000千円を超え2,000千円以下の場合	2,000千円を超え3,000千円以下の場合	3,000千円を超える場合
補助金額	100千円以内	200千円以内	300千円以内	500千円以内

- (2) 県産材利用耐震改修工事加算額 県産材利用耐震改修工事に該当する場合は、次表に定める額を加算する。

県産材利用数量	0.25m ³ を超え0.45m ³ 以下の場合	0.45m ³ を超え0.70m ³ 以下の場合	0.70m ³ を超える場合
補助金額	50千円以内	100千円以内	200千円以内

備考 県産材利用数量は、滋賀県びわ湖材産地証明制度要綱（平成18年5月29日施行）に基づき証明された数量の合計とする。

- (3) 主要道路沿い耐震改修等工事加算額 主要道路沿い耐震改修等工事に該当する場合（補助対象経費が1,000千円以下の場合を除く。）は、1戸当たり50千円以内の額を加算する。
- (4) 高齢者世帯耐震改修等工事加算額 高齢者世帯耐震改修等工事に該当する場合（補助対象経費が1,000千円以下の場合を除く。）は、1戸当たり50千円以内の額を加算する。
- (5) 子育て世帯耐震改修等工事加算額 子育て世帯耐震改修等工事に該当する場合（補助対象経費が1,000千円以下の場合を除く。）は、1戸当たり50千円以内の額を加算する。
- (6) バリアフリー改修工事加算額 バリアフリー改修工事に該当する場合（補助対象経費が1,000千円以下の場合及びバリアフリー改修工事に要する経費が500千円以下の場合を除く。）は、1戸当たり100千円以内の額を加算する。
- (7) 内覧会開催事業加算額 内覧会開催に該当する場合（補助対象経費が1,000千円以下の場合を除く。）は、1戸当たり100千円以内の額を加算する。
（交付申請書等）

第7条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、大津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付申請書（様式第1号）とし、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 固定資産課税台帳記載事項証明書、建築確認通知書又は登記済証のいずれかの写し
- (2) 木造住宅耐震診断報告書の写し
- (3) 市税納税証明書
- (4) 位置図
- (5) 耐震改修工事を行う場合にあっては設計図、補強計画図その他補強方法を記した書類、建替工事を行う場合にあっては現況図、建替計画図その他補助対象建築物を記した書類（登録設計者の記名のあ
るものに限る。）
- (6) 耐震改修工事実施後の上部構造評点等を記した書類（登録設計者又は登録施工者の記名のあるも
のに限る。）
- (7) 耐震改修工事を行う場合にあっては耐震改修工事費の見積額が確認できるもの、建替工事を行う
場合にあっては耐震改修工事を行うこととした場合の見積額及び除却工事費の見積額が確認できる
もの（いずれも登録設計者又は登録施工者の記名及び捺印のあるものに限る。）
- (8) 県産材利用耐震改修工事に該当する場合は、県産材の利用箇所及び利用数量が確認できる書類
- (9) 高齢者世帯耐震改修工事又は子育て世帯耐震改修工事に該当する場合は、世帯全員の住民票記載
事項証明書
- (10) バリアフリー改修工事に該当する場合は、第7号に掲げる書類及びバリアフリー改修工事費見積
書（バリアフリー改修工事費の見積額が確認できるもので、登録設計者又は登録施工者の記名及び捺
印のあるもの）
- (11) その他市長が必要とする書類

2 規則第7条第1項の規定による通知は、大津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付決定通知書（様
式第2号）により行うものとする。この場合において、市長は当該補助金の交付を受けようとする者
に対して、建築物の地震に対する安全性の向上が図れるよう、必要な指導及び助言をすることができ
る。

3 規則第7条第2項の規定による通知は、大津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付申請棄却（却下）
決定通知書（様式第3号）により行うものとする。
（工事の着手）

第8条 前条第2項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者は、当該通知書を受け取った日以
降速やかに耐震改修工事に着手するものとし、着手したときは、直ちに大津市木造住宅耐震改修等工事
着手届（様式第4号）により市長に届け出なければならない。

（事情変更による取消通知書等）

第9条 規則第9条第5項の規定による通知は、大津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付決定取消通
知書（様式第5号）又は大津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付決定変更通知書（様式第6号）によ
り行うものとする。

（補助事業の内容の変更等の承認申請書）

第10条 規則第13条第1項の規定により市長に提出しなければならない承認申請書は、大津市木造
住宅耐震改修等事業変更承認申請書（様式第7号）又は大津市木造住宅耐震改修等事業中止（廃止）承
認申請書（様式第8号）とする。

2 前項の承認申請書（様式第7号に限る。）には、第7条第4号から第7号までに掲げる書類及びバリ
アフリー改修工事費見積書（バリアフリー改修工事に該当する場合に限る。）を添付しなければならな

い。

(承認通知書等)

第 1 1 条 規則第 1 3 条第 2 項の規定による通知は、大津市木造住宅耐震改修等事業変更承認決定通知書(様式第 9 号)又は大津市木造住宅耐震改修等事業中止(廃止)承認決定通知書(様式第 1 0 号)により行うものとする。

(実績報告書)

第 1 2 条 規則第 1 4 条の規定により市長に提出しなければならない実績報告書は、大津市木造住宅耐震改修等事業実績報告書(様式第 1 1 号)とする。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 登録施工者との間で締結した契約書等の写し
- (2) 領収書等(明細を記したものを含む。)の写し
- (3) 工事写真(工事の施工内容が確認できるもの)
- (4) 設計委託及び監理委託契約書の写し(契約を締結した場合に限る。)
- (5) 設計委託費及び監理委託費に係る領収書の写し(契約を締結した場合に限る。)
- (6) 工事の完了が確認できる平面図等
- (7) 県産材利用耐震改修工事に該当する場合は、滋賀県のびわ湖材産地証明制度に基づくびわ湖材証明書等の写し及びびわ湖材を利用したことが確認できる書類

3 前項の実績報告書の提出は、補助事業の完了の日から起算して 3 0 日以内又は当該補助事業の公布の決定に係る年度の 2 月 2 8 日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(確定通知書)

第 1 3 条 規則第 1 5 条の規定による通知は、大津市木造住宅耐震改修等事業補助金確定通知書(様式第 1 2 号)により行うものとする。

(交付請求書)

第 1 4 条 規則第 1 8 条第 1 項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、大津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付請求書(様式第 1 3 号)とする。

2 前項の交付請求書は、前条の通知を受けた日から起算して 1 0 日以内に市長に提出しなければならない。

(取消通知書)

第 1 5 条 規則第 1 9 条第 4 項の規定による通知は、大津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付決定取消通知書(様式第 1 4 号)により行うものとする。

(返還の通知)

第 1 6 条 規則第 2 0 条第 1 項の規定による返還の命令は、大津市木造住宅耐震改修等事業補助金返還通知書(様式第 1 5 号)により行うものとする。

(その他)

第 1 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長がその都度定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 1 7 年 3 月 3 0 日から施行する。
- 2 この要綱は、国の防災・安全交付金の交付措置が終了するに至ったときは、廃止するものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月30日から施行し、平成20年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年5月12日から施行し、平成22年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にある改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の様式によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）

年 月 日

大津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付申請書

(宛先)

大津市長

住 所

申請者 氏 名

電話番号

大津市木造住宅耐震改修等事業補助金の交付を受けたいので、大津市補助金等交付規則第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり必要書類を添えて申請します。なお、大津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱に定める補助対象建築物及び補助対象者であることを確認するために、大津市が住民基本台帳、外国人登録原票又は建築確認申請等について照合を行うことに同意します。

補助年度	年度		
住宅の所在地	(地名地番)		
	(住居表示)		
補助事業の経費所要額	円		
交付申請金額	円		
住宅の種類	一戸建ての住宅・() 併用住宅・共同住宅・長屋住宅		
建築年次	年 月	上部構造評点	
住宅の階数		延べ床面積	m ²
住宅以外の部分の面積	m ²		
住宅の所有者			
居住者承諾 (賃貸・共同・長屋住宅の場合)	居住世帯数 () 承諾 (有 ・ 無)		
工事の着手予定年月日及び完了予定年月日	年 月 日から 年 月 日まで		
添付書類	(1) 固定資産課税台帳記載事項証明書、建築確認通知書又は登記済証のいずれかの写し (2) 木造住宅耐震診断報告書の写し (3) 市税納税証明書 (4) 位置図 (5) 耐震改修工事を行う場合にあっては設計図、補強計画図その他補強方法を記した書類、建替工事を行う場合にあっては現況図、建替計画図その他補助対象建築物を記した書類（登録設計者の記名のあるものに限る。） (6) 耐震改修工事实施後の耐震診断の上部構造評点等を記した書類（登録設計者又は登録施工者の記名のあるものに限る。） (7) 耐震改修工事を行う場合にあっては耐震改修工事費の見積額が確認できるもの、建替工事を行う場合にあっては耐震改修工事を行うこととした場合の見積額及び除却工事費の見積額が確認できるもの（いずれも登録設計者又は登録施工者の記名及び捺印のあるものに限る。）		

	(8) 県産材利用耐震改修工事に該当する場合は、県産材の利用箇所及び利用数量が確認できる書類 (9) 高齢者世帯耐震改修工事又は子育て世帯耐震改修工事に該当する場合は、世帯全員の住民票記載事項証明書 (10) バリアフリー改修工事に該当する場合は、バリアフリー改修工事費見積書（バリアフリー改修工事費の見積額が確認できるもので、登録設計者又は登録施工者の記名及び捺印のあるもの） (11) その他市長が必要とする書類
--	--

（注） 不要な箇所は、二重線で抹消すること。

耐震改修等実施建築物概要書

耐震診断者	氏名 滋賀県木造住宅耐震診断員：登録番号 第 号 () 建築士 () 登録第 号 建築士事務所名 () 建築士事務所 () 県知事登録第 号		
設計者	氏名 () 建築士 () 登録第 号 建築士事務所名 () 建築士事務所 () 県知事登録第 号 滋賀県木造住宅耐震改修工事業者講習会修了者登録 第 号		
監理者	氏名 () 建築士 () 登録第 号 建築士事務所名 () 建築士事務所 () 県知事登録第 号 滋賀県木造住宅耐震改修工事業者講習会修了者登録 第 号		
改修前上部構造評点		改修後上部構造評点	
改修工事施工者	施工者 滋賀県木造住宅耐震改修工事業者講習会修了者登録 第 号		
改修工事内容及び補助事業に要する経費	・耐震補強工事 千円 ・リフォーム工事（補助対象外工事）		
県産材利用の有無	利用の有無 (有 ・ 無) 利用する場合の数量 m ³		
その他の加算の有無	・ 主要道路沿い耐震改修等工事 (・ 該当 ・ 非該当) ・ 高齢者世帯耐震改修等工事 (・ 該当 ・ 非該当) ・ 子育て世帯耐震改修等工事 (・ 該当 ・ 非該当) ・ バリアフリー改修工事 (・ 該当 ・ 非該当) ・ 内覧会開催事業 (・ 該当 ・ 非該当)		

様式第 2 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

大津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付決定通知書

様

大津市長

印

年 月 日付けで交付申請のあった大津市木造住宅耐震改修等事業補助金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第 7 条第 1 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
住 宅 の 所 在 地	(地名地番)
	(住居表示)
補助事業の目的 及 び 内 容	交付申請書記載のとおり
交 付 決 定 金 額	円
交 付 条 件	1 大津市補助金等交付規則、大津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱及び関係法令を遵守すること。 2 補助事業の内容や補助対象経費の額等の変更がある場合は、大津市木造住宅耐震改修等事業変更承認申請書を提出し、承認を受けること。 3 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、大津市木造住宅耐震改修等事業中止（廃止）承認申請書を提出し、承認を受けること。 4 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに報告してその指示を受けること。 5 補助事業の実施に係る契約は、申請者の名義で行うこと。 6 当該補助事業の完了の日から起算して 30 日以内又は当該補助事業の交付の決定に係る年度の 2 月 28 日のいずれか早い日までに大津市木造住宅耐震改修等事業実績報告書を提出すること。 7 補助事業等の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金等に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかにその旨を市長に報告すること。

様式第 3 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

大津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

様

大津市長 印

年 月 日付けで交付申請のあった大津市木造住宅耐震改修等事業補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第 7 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	
住 宅 の 所 在 地	（地名地番）
	（住居表示）
補 助 事 業 の 目 的 及 び 内 容	交付申請書記載のとおり
交 付 申 請 金 額	
交付しないことと 決定した理由	

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

大津市木造住宅耐震改修等工事着手届

（宛先）

大 津 市 長

住 所

補助事業者 氏 名

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付の決定のあった下記建築物の木造住宅耐震改修等工事を 年 月 日に着手しましたので、大津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱第8条の規定により届け出ます。

記

住 宅 の 所 在 地		(地名地番)
		(住居表示)
登 録 施 工 者	会 社 名	
	住 所	
	登 録 者	(登録番号)
	電 話 番 号	

様式第 5 号（第 9 条関係）

大 第 号
年 月 日

大津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付決定取消通知書

様

大津市長

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市木造住宅耐震改修等事業補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第 9 条第 5 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
住 宅 の 所 在 地	大津市
交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取消後の交付決定金額	円
取 消 し を し た 理 由	

様式第 6 号（第 9 条関係）

大 第 号
年 月 日

大津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付決定変更通知書

様

大津市長

年 月 日付け大 第 号で補助金の交付の決定をした大津市木造住宅耐震改修等事業補助金について、次のとおり交付決定を変更したので大津市補助金等交付規則第 9 条第 5 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
住 宅 の 所 在 地	大津市
交 付 決 定 金 額	円
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	

様式第 7 号（第 1 0 条関係）

年 月 日

大津市木造住宅耐震改修等事業変更承認申請書

（宛先）

大津市長

住 所

補助事業者 氏 名

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付の決定のあった大津市木造住宅耐震改修等事業の変更承認について大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

補 助 年 度	年度
住宅の所在地	(地名地番)
	(住居表示)
変 更 の 内 容	
変更する理由	
添 付 書 類	(1) 位置図 (2) 耐震改修工事を行う場合にあっては設計図、補強計画図その他補強方法を記した書類、建替工事を行う場合にあっては現況図、建替計画図その他補助対象建築物を記した書類（登録設計者の記名のあるものに限る。） (3) 耐震改修工事实施後の耐震診断の上部構造評点等を記した書類（登録設計者又は登録施工者の記名のあるものに限る。） (4) 耐震改修工事を行う場合にあっては耐震改修工事費の見積額が確認できるもの、建替工事を行う場合にあっては耐震改修工事を行うこととした場合の見積額及び除却工事費の見積額が確認できるもの（いずれも登録設計者又は登録施工者の記名及び捺印のあるものに限る。） (5) バリアフリー改修工事に該当する場合は、バリアフリー改修工事費見積書（バリアフリー改修工事費の見積額が確認できるもので、登録設計者又は登録施工者の記名及び捺印のあるもの） (6) その他市長が必要とする書類

年 月 日

大津市木造住宅耐震改修等事業中止（廃止）承認申請書

（宛先）

大 津 市 長

住 所
補助事業者 氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市木造住宅耐震改修等事業の中止（廃止）の承認について、大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

住 宅 の 所 在 地	(地名地番)
	(住居表示)
中止（廃止）する理由	
中止（廃止）の年月日	年 月 日

様式第 9 号（第 1 1 条関係）

第 号
年 月 日

大津市木造住宅耐震改修等事業変更承認決定通知書

様

大津市長

印

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定をした大津市木造住宅耐震改修等事業の変更について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第 1 3 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
住 宅 の 所 在 地	(地名地番)
	(住居表示)
補 助 事 業 の 目 的 及 び 内 容	交付申請書記載のとおり
承認した変更内容	
承認 年 月 日	年 月 日

様式第 10 号（第 11 条関係）

第 号
年 月 日

大津市木造住宅耐震改修等事業中止（廃止）承認決定通知書

様

大津市長

印

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定をした大津市木造住宅耐震改修等事業の中止（廃止）について、次のとおり承認したので大津市補助金等交付規則第 13 条第 2 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年 度
住 宅 の 所 在 地	(地名地番)
	(住居表示)
補助事業の目的 及 び 内 容	交付申請書記載のとおり
中止（廃止）の 承 認 年 月 日	年 月 日

年 月 日

大津市木造住宅耐震改修等事業実績報告書

(宛先)

大津市長

住 所
補助事業者 氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定のあった大津市木造住宅耐震改修等事業の実績について、大津市補助金等交付規則第 1 4 条の規定により次のとおり報告します。

補 助 年 度	年度
工 事 の 着 手 年 月 日 及 び 完 了 年 月 日	着手 年 月 日 完了 年 月 日
交 付 決 定 金 額	円
補助事業の経費精算額 (補助対象金額)	円
添 付 書 類	(1) 登録施工者との間で締結した契約書等の写し (2) 領収書等（明細を記したものを含む。）の写し (3) 工事写真（工事の施工内容が確認できるもの） (4) 設計委託及び監理委託契約書の写し（契約を締結した場合に限る。） (5) 設計委託費及び監理委託費に係る領収書の写し（契約を締結した場合に限る。） (6) 工事の完了が確認できる平面図等 (7) 県産材利用耐震改修工事に該当する場合は、滋賀県のびわ湖材産地証明制度に基づくびわ湖材証明書の写し及びびわ湖材を利用したことが確認できる書類

様式第 1 2 号（第 1 3 条関係）

第 号
年 月 日

大津市木造住宅耐震改修等事業補助金確定通知書

様

大津市長 印

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定をした大津市木造住宅耐震改修等事業について、次のとおり補助金の額を確定したので大津市補助金等交付規則第 1 5 条の規定により通知します。

補 助 年 度	
住 宅 の 所 在 地	(地名地番)
	(住居表示)
補助事業の目的及び内容	交付申請書記載のとおり
交 付 決 定 金 額	円
補助事業の経費の精算額 (補助対象金額)	円
交 付 確 定 額	円

年 月 日

大津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付請求書

(宛先)
大津市長

補助事業者 住 所
氏 名 印

年 月 日付け 第 号で交付の確定のあった大津市木造住宅耐震改修等事業補助金について、大津市補助金等交付規則第 1 8 条第 1 項の規定により次のとおり請求します。

補 助 年 度		年度
住 宅 の 所 在 地		(地名地番)
		(住居表示)
交 付 決 定 金 額		円
交 付 請 求 金 額		円
振 込 先 金 融 機 関	金融機関名	銀行・信用金庫・農協 支店
	口 座 番 号	普通・当座・貯蓄
	ふりがな	
	口 座 名 義	
添 付 書 類		

様式第 1 4 号（第 1 5 条関係）

第 号
年 月 日

大津市木造住宅耐震改修等事業補助金交付決定取消通知書

様

大津市長

印

年 月 日付け 第 号で交付の決定をした大津市木造住宅耐震改修等事業補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第 1 9 条第 4 項の規定により通知します。

補 助 年 度	年度
住 宅 の 所 在 地	(地名地番)
	(住居表示)
補 助 事 業 の 目 的 及 び 内 容	交付申請書記載のとおり
交付決定（確定）額	円
取 消 金 額	円
取消後の交付決定 （確定）金額	円
取 消 し を し た 理 由	

様式第 1 5 号（第 1 6 条関係）

第 号
年 月 日

大津市木造住宅耐震改修等事業補助金返還通知書

様

大津市長 印

年 月 日付け 第 号で交付の決定をした大津市木造住宅耐震改修等事業補助金について、大津市補助金等交付規則第 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 限	年 月 日まで
補 助 年 度	年度
住 宅 の 所 在 地	(地名地番)
	(住居表示)
補助金の既交付額 及び交付年月日	円 年 月 日
交 付 確 定 額	

(注) 別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第 1 9 条第 1 項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。